



松浦地域(松浦市・福島町・鷹島町)

第11号
2005.11.1発行

合併協議会だより

編集：発行 松浦地域合併協議会事務局 松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表） FAX 0956-72-4771
ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/ E-mail matsugappei@wine.ocn.ne.jp

新“松浦市”「市章デザイン」決定!!



最優秀賞に

彦根 正さん
(東京都町田市)

新“松浦市”の市章は517作品の応募デザインの中から、市章候補選定委員会により5作品の絞込みが行われ、第16回の合併協議会において松浦市のM(エム)をモチーフとした左の作品に決定されました。

優秀賞

- ・杜多 利夫(利香)さん (兵庫県神戸市)
- ・小柴 雅樹さん (兵庫県宍粟市)
- ・鬼塚 哲夫さん (北松浦郡佐々町)
- ・井口 やすひささん (東京都文京区)

第16回松浦地域合併協議会が、10月3日(月)に松浦シティホテルで開催され、「合併までに調整する。」とした項目のすべてについて、調整結果の報告が行われ、事務機構及び組織に関することについては、次の協議会で引き続き協議されることとなりました。

第17回松浦地域合併協議会は10月19日(水)に松浦シティホテルで開催され、継続審議となっていた事務機構及び組織の取扱いについては、参考資料を基に再度議論されて、新市の行政機構図案が了承され「合併までに調整する。」全ての項目の協議調整が整いました。

第十六回協議会の主な内容

平成十七年十月二日

松浦シティホテル

調整結果報告事項

【報告第五号】

(協定項目 五号)

●事務機構及び組織の取扱 いに関すること

組織機構の構築にあたっては各種行政課題に迅速且つ的確に対応できる事務機構等の基本的な整備方針について、確認を終わっていましたが、今回はその整備方針に従って事務事業の継続性を考慮しながら、混乱を避けて円滑に新市に移行するために、既に市制を施行している現松浦市の事務機構を基本として調整をした結果が報告されました。

主な質疑等

質問

・新市の本庁及び支所の機構図案が示されているが検討する過程において配置される職員数が最重要と思う。およその配置数を示すことが出来ないか？

各部署の担当人員を資料として、提示してもらえないか？

答え

・現在松浦市で三百二十人、福島町で六十二人、鷹島町で六十七人、合計で四百四十九人の職員がいる。職員の配置数については、現在調整中で正確な数字は出せないが、両支所においては、四十弱の職員が現地に勤務する職員となるのではないかと見込んでいる。



意見

・支所を預かる支所長については、課長級を充てるとのことだが、それなりの権限を与えていただきたい。必要な権限を付与すると言葉的には理解をするが、支所地域住民の不安を招かないよう配慮してほしい。



質問

・今回の合併の目的は行政経費の削減が最大の目的である。この機構図で管理職等何名削減されるのか？組織は簡略化し将来にわたっては、極力管理職を減らすという姿勢を示す必要があるのでは？

答え

・合併当初の混乱を避けるために、現松浦市の組織

を基本としている。行政経費の削減については、事業事業等の進捗状況に応じて、整理統合されていくものと認識している。



その他「支所長に対する予算執行の権限の範囲はどの程度を考えているのか？」といった意見や、「臨時職員等を含めたところでの配置人員数を提示してほしい」等といった意見が出され、次回引き続き審議されることとなりました。

【報告第二十二号】

(協定項目 十号)

●地方税の取扱いに関する
こと(その二)

入湯税については、第四回協議会において一日百五十円の標準税率を採用することの確認を終えています。また、日帰りの入湯客の税率を不均一課税で別に設けるか、課税免除するか合併までの調整事項でした。こ



と、各種行政委員会（教育委員会事務局、議会事務局等）に配属される職員があり、人事異動の内容によっては定年までに双方の配属を経験する職員がいます。基本的な職員の区分については、前段に記述された職員を“吏員”、後段記載の職員を“吏員以外”の

職員として大きく分けることができず、それぞれの課の職員構成については、事務的な業務を行なう事務吏員と、専門的な知識をもった技術吏員の双方によって組織されることがほとんどであり、毎日の行政事務を執行行っています。吏員、吏員以外の区分については、松浦市の例によることとしました。また、それらの職員に対する補職名について、課長の補佐的な業務を行う職員については、現行松浦市では“次長”という補職名でしたが、新市においては、“課長補佐”という補職名で統一することとしました。職員の給与体系については、採用された職の内容に応じて給料表を次のとおり分類することになりました。

- ① 行政職給料表
- ② 医療職給料表
- (一)
- ③ 医療職給料表
- (二)
- ④ 教育職給料表
- ⑤ 技能労務職給料表
- ⑥ 企業職給料表

主な質疑等

意見

・今回提示されている部分で、どのくらいの削減効果となるのかよくわからない。基本的には管理職手当が10%から8%に下がっただけであまり変わっていないのではないのか。
・給与水準の格差については、合併後速やかに調整



することになっているが、自治体により運用が異なっていることから同じ補職名でも給料に格差が生じている状況であるために、不平等が生じないようなるべく早くその調整を行ってほしい。

質問

・管理職手当の中で病院関係の職員については、あまり変わっていないがより詳しい説明を？

特殊勤務手当については、嫌な仕事だから手当を出すのではなく、職員だからやっているんだということも認識してほしい。

答え

・病院関係の職員については、特に医師等採用時の給与条件等があり、現行のままとしている。

質問

・介護保険法の改正により、十八年四月一日から在宅介護支援センターが廃止され、それに伴い地域包括支援センターの設置が市町村に義務付けられています。

現在介護保険のサービスを受けられている方は、

大半が在宅介護支援センターのサービスを受けられていることから、介護保険の給付がカットされるのではないように、少なくとも三カ月前には包括支援センター設置の準備に取りかかってほしい。

答え

・ご指摘のとおり十八年度からは、地域包括支援センターを設置する必要があることから、合併後速やかに対応すべき事項として協議調整を行ってきたい。

その他「行政経費を削減するという視点の中で、もっと危機感をもって対応してほしい」といった意見や、「職員の公平性を確保する対応策を検討する一方、経費を膨らませることは極力抑えるべき」といった意見や要望が出され、議事録に残すことを確認しながら、事務局提案のとおり了承されました。

《募集等の状況》

・募集期間
十七年五月一日から
六月三十日

・応募総数
五百十七作品
（応募者数二百六十四人）

《選定までの経過等》

第一回目の選定委員会（九名）を、八月十日（水）

に開催し、応募作品全作品全てに目を通し、四回の審査を経て、段階的に

選定を行い、更には講評を加えながら十二点までに絞り込みを行われました。

その十二点について、各選考委員が、次回の選定委員会までに、最終候補五作品に五段階の点数をつけ、

その集計結果を参考に再度協議することとされました。

第二回目の選定委員会は、八月二十九日（月）に開催



し、まず集計点数が高く、選定した委員も多かった三作品を選定し、残り二作品については、再度講評を出し合い、一作品ずつを投票により選定し、候補作品五作品が決定されました。

《選定された作品に係る応募者のデザインの趣旨》

英文頭文字「M」をモチ

「フ」にダイナミックに「産業創造」の未来へ飛躍する都市の姿を表現しました。三市町を示す赤、緑、青で豊かな自然をイメージし、各地域の「個性」と「交流」の姿を重ね、「ハート」の形で温かな「ぬくもり」のあるまちの広がりを象徴しています。



《選定された理由及び講評》

頭文字の「M」を躍動的にシンプルに図案化し、色

彩にもメリ張りがある。中央の白地部分は伊万里湾をイメージさせ、赤い円は太陽を想像でき、これからの新市の飛躍発展にふさわしい。

【報告第二十五号】

（協定項目 二十五号）

●情報公開関係の取扱いに関すること

情報公開法は平成十二年四月に施行され、情報化社会の進展により、行政の公平性の確保とその透明性の向上を図るため、地方公共団体が条例等を設け取り組んでいます。

運用については現行松浦市の例を基本に、新市に引き継ぐことになりました。

【報告第二十六号】

（協定項目 二十六号）

●消防、防災関係の取扱い

に関すること（その二）

常備消防については、現在松浦市・鷹島町が松浦地区消防組合消防本部で、福島町は、伊万里市に委託されていることから、合併後も現行のとおり新市に引き継ぐこととなります。

今後は、福島町の伊万里への委託について十年以内を目途に松浦地区消防組合消防本部へ業務を移行することで関係機関と協議調整を行ってまいります。

災害対策本部については、災害対策基本法の規定に基づき災害の予防、または発生する恐れがある場合や発生した場合、効果的な措置を講じるために条例等を制定し、災害時の組織編制と役割分担を定める必要があります。

当地域の合併は、地理的に特殊な合併で、離島及び飛び地での災害発生を想定

する必要があることから、本庁に対策本部を設置することを基本としながらも、福島町・鷹島町においても緊急な事態に迅速な対応ができるよう現地本部を設置できるように対応することで、事務局提案のとおり了承されました。

主な質疑等

質問

・松浦消防組合を組織する構成団体の今後の動向によつては将来的に松浦市単独での運営という状況にはならないのか？広域的な消防組合の立ち上げについて何らかの考えがあるものかどうか？

答え

・総務省の見解としては、一つの消防組合本部の母

体が十万人規模が望ましいとされており、将来的には広域化は避けられないと思われる。

平戸市消防本部や伊万里市消防本部など相手のことも十分に配慮しながら、新市の中で具体的な対応をしなければならぬ。

意見

・鷹島町においては、常備消防にかかる業務のほとんどが救急業務である。

現在は、フェリーで移送後松浦市から救急病院へ搬送というシステムになっている。

現在建設中の鷹島大橋が架かると、搬送先は伊万里市や唐津方面へと変わっていくのではないかと推測されるので、伊万里を含めたところでの広域消防も十分に配慮していただきたい。

第十七回協議会の主な内容

平成十七年十月十九日
松浦シティホテル

調整結果報告事項

【報告第五号】

(協定項目 五号)

●事務機構及び組織の取扱 いに関すること

前回の協議会において、各部署の職員配置数を示してほしい等といった意見が出され、それらの参考資料を基に再度審議が行われました。

主な質疑等

質問

・今回の合併に伴い、管理職及び管理職相当職の職員数は何名になるのか？

答え

・課長級は、四十七名となっております。



答え

・類似団体と比較した場合、多いことには間違いはないと思われる。合併にあたって合併特例法上職員の身分の保障により降格はできないことになっているため、合併当初はこの自治体でもこういう現象が生じている。しかしながら、この状況は年数がたてばやがて縮小していくことになるので、ご理解を賜りたい。



質問

・業務の内容によっては、臨時職員等がいなければ、運営できない課もあると思われるが、それらについては、引き続き雇用を行いながら業務を継続していくのか？



答え

・今回お示ししている数字は、現在の正規職員数であります。行政の事務は、ご指摘のとおり臨時職員等を含めそれぞれの業務が成り立っています。これらの問題については、組織とは切り離し、実際の業務に照らし合わせ更には雇用の実態等も含めながら、今後協議調整を行っていきたい。



新市の行政機構図



市町村合併に伴う住所表示等

“合併後の住所表示”

平成18年1月1日から住所表示が下記のように変更になります。

【例】

合 併 前	合 併 後
長崎県松浦市志佐町里免365	長崎県松浦市志佐町里免365 (変更なし)
長崎県北松浦郡福島町塩浜免2944	長崎県松浦市福島町塩浜免2944
長崎県北松浦郡鷹島町中通免1718-2	長崎県松浦市鷹島町中通免1718-2

*現在の松浦市の区域内については、変更ありません。

*現在の福島町及び鷹島町の区域内については、“北松浦郡”と表記していたところが“松浦市”となります。それ以下に続く町名、字及び番地については、変更ありません。

“郵便番号について”

合併に伴う郵便番号の変更はありませんが、郵便物等の収受に係る住所表記については、**新住所をご記入**してください。

合併の期日が、平成18年1月1日であるために、事前に年賀状等を準備される際には、総務省の告示により法的な手続きも完了しておりますので、福島町及び鷹島町の区域内に発送される場合や、町外へ自分の住所をお知らせする場合については、**新住所をご記入**してください。

なお、区域外から送付されてくる郵便物や、区域内から発送される品物等については、仮に旧の住所であっても、**郵便番号等間違いなく記載してあれば収受は可能**ということです。

“電話番号について”

合併に伴う市外局番の変更はありません。それ以下に続く番号も同様です。

現在の松浦市の区域 “0956”

現在の福島町及び鷹島町の区域 “0955”

【例】

合 併 前	合 併 後
0956-〇〇-△△△△	0956-〇〇-△△△△ (変更なし)
0955-〇〇-△△△△	0955-〇〇-△△△△ (変更なし)